

2026年5月23日

監事監査報告書

学校法人YIC学院

監事 岡村 慎一 

監事 桑原 望 

私たちは、私立学校法第37条第3項（または改正私学法第56条）および学校法人YIC学院寄附行為の規定に基づき、当法人の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務および財産の状況について監査を行いました。その結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査にあたっては、理事会および評議員会、その他重要な会議（校長会等）に出席し、理事から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類等の閲覧を行いました。また、内部監査室と密接に連携し、年間4回（6月、9月、12月、3月）実施された各校（山口7校等）への定期業務監査の結果報告を受け、その妥当性を検証しました。財産の状況については、会計帳簿および計算書類を調査し、資産・負債の状況を確認しました。

2. 業務の監査結果

理事の業務執行については、概ね適正かつ効率的に行われていると認められますが、以下の点について継続的な改善を求めます。

- エビデンス（証拠資料）の整備：第三者評価への対応および説明責任の観点から、会議議事録、点検記録などの体系的な整備・保存が依然として課題です。特に、規程・マニュアル類についてはクラウド環境への移行を進め、全教職員が常に最新版を参照できる体制を確立してください。
- PDCAサイクルの実効性向上：自己点検評価における改善事項について、責任者と期限を明確にした進捗管理を徹底し、評価結果を次年度の予算や計画に連動させる仕組みを構築してください。
- 法人全体事業の報告体制：専門学校・多々良幼稚園以外の社会事業や保育事業等についても、校長・常勤理事会への定期的な報告を行うよう改善されています。今後、理事会等においても報告を励行し、経営層が法人全体の全体像を網羅的に把握できる体制を維持してください。

- 危機管理体制の強化：教職員の業務移動時における安全管理のため、校用車へのドライブレコーダー装着を計画的に進めるなど、具体的かつ実効的なリスク低減策を継続してください。

3. 教学の監査結果

各校の教育活動については、概ね安定的に実施されていると認められますが、教育の質保証および組織的な運営の観点から、以下の点について改善を求めます。

- 教育運営の標準化と属人化の解消：教育実務の多くが教職員個人の経験や対応力に依存しており、組織としての制度化・標準化が十分ではありません。特に、非常勤講師との教育方針や指導内容の共有体制を体系化し、教職員の異動や交代に左右されない「学科運営マニュアル」の構築を進めてください。
- 資格取得・就職と教育課程の整合性：学生の資格取得実績や就職成果について、教育課程（カリキュラム）との相関関係をより明確に分析し、その結果を授業改善に反映させる体制を強化してください。
- 教育成果のエビデンス（根拠資料）の整備：自己点検評価において高い評価を付している項目であっても、その根拠となる客観的な資料（学習成果の測定記録、面談記録等）の整理が不足している例が見受けられます。第三者評価への対応も見据え、「実施している教育活動」を適切に証明できる記録体系を確立してください。
- 教学におけるPDCAサイクルの実効化：一部の校において、教育改善に関する計画や実施結果の整理が弱く、PDCAサイクルが実質的に機能していない状況にあります。責任者と期限を明確にした改善プロセスの運用を徹底してください。

4. 財産の監査結果

会計帳簿の記載は正確であり、計算書類（貸借対照表、収支計算書等）および財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支および財産の状況を正しく示しているものと認めます。

5. 結論

監査の結果、当法人の業務および財産の状況に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上